

文学研究科

文化財史料学専攻

《修士論文要旨》

西大寺の寺域に関する研究

西大寺の由緒は、宝亀十一年（七八〇）成立の『西大寺資財流記帳』（『資財帳』）より知られるが、その寺域に関しては、「居地三十一町在右京一条三四坊 東限佐貴路除東北角喪儀寮 南限一条南路 西限京極路除山陵八町 北限京極路」とあり、平城京内に広大な寺域を持っていたことが分かる。

その寺域をめぐっては、平城京の京域や形状を明らかにするうえで重要な問題であり、北辺坊にも関わる問題として早くから議論され、それぞれ独自の寺域説が提唱されてきた。しかし未だ確実といえる寺域説は確立しておらず、現在でも初めに提唱された関野貞や喜田貞吉の説が創建期西大寺の寺域の一般的解釈となっている。

この西大寺の寺域をめぐっての最も大きな問題は北辺坊を含むのか否かということだといえる。しかし、その北辺坊が実際に存在したのかどうか、いまだに議論は続いている。そこで本稿では、最新の研究成果といえる井上和人氏の説についての検証から、平城京の右京に北辺坊が存在したのかどうかや、それが西大寺の寺域に含むのかど

うかについて考察し、その結果として西大寺の寺域を求めることを目的とした。

まず、一章ではこれまでの先行研究における寺域諸説を取り上げ、それぞれの問題点を検証した。その結果、これまでの寺域説は魅力的な案はありながらも問題点が多くあることが判明した。そしてその様々な寺域説の中でも主たる論点を整理した。

第二章では、各寺域説の問題点をそれぞれ検証した。まず、東北角に除かれるとされる喪儀寮は、推定地の発掘調査の結果などからこの地が喪儀寮である可能性は低いと結論した。次に西に除かれるとされる山陵八町についてであるが、この山陵八町は先行研究ではしばしば称徳天皇の陵墓と考えられてきたが、京内に陵墓が築かれることは律令の規定に反することとなることや、称徳天皇の陵墓としてあまりにも面積が広すぎることなどから、この山陵八町は必ずしも称徳天皇陵である必然性はないと考え、西大寺が造営される前からこの地にあった墳墓、もしくは丘陵地帯として切り拓くことが困難であった

* 大 迫 賢 一

ために除かれたものだとの可能性を指摘した。

第三章では、西大寺の寺域を求める際の最大の問題点である北辺坊の解釈について、これまでの北辺坊地域の発掘調査の事例を取り上げて検討した。調査結果では北辺坊条間路が推定位置から検出されていないことや、これまでに指摘されている南北二町幅の区域の遺存地割を認めがたいことから、これまでの北辺坊の解釈を考え直す必要があると思われ、北辺坊は南北にやや長い一町幅という説を採用した。実際にそこには東西に連なる地割を確認した。

第四章では、最新の研究成果の検証を行った。三章で指摘した北辺坊の取り方の根拠となる発掘調査結果自体に全体的な信頼を置くことができないと考えたが、北辺坊の遺存地割と考えられる東西に連なる地割がこれと一致した。また、井上氏の、北辺坊の造営官司が修理司であるとの議論についても、これは疑わしいとしたが、北辺坊の設置時期と設置目的は結論が一致した。

最後に自身の寺域案を提唱した。それは右京一条三、四坊の計三十二町と、北辺坊一町分の東西八町を含んだ計四十町から山陵八町分と喪儀寮一町分を除いた三十一町とした。また、除かれる喪儀寮は北辺三坊の東北角一町、山陵八町は四坊の南西角の東西二町、南北四町の計八町として寺域から除いた。

清涼寺本「融通念仏縁起」の成立とその制作背景について

—「諸天冥衆結縁の段」における神仏画像の考察を中心に—

* 槇 坂 祐 美

「融通念仏縁起」は、融通念仏宗の宗祖である良忍上人の伝記と念仏の功德にまつわる数々の逸話を、絵と詞書によってあらわした絵巻物である。「融通念仏縁起」は正和三年（一一三二）から天保十五年（一八四四）に至るまでの間に多くの写本が制作され、現在三十点を超える作品の存在が確認されている。

その中でも、応永二十三年（一四一六）に成立した清涼寺本（京都・清涼寺蔵）は、以後制作された諸本に構成や画像の面で多くの影響を与えていることから「融通念仏縁起」の記念碑的作品として評価されている。

清涼寺本に関する先行研究では、明徳二年（一三九一）に成立した明徳版本（大阪・大念仏寺蔵）を祖本として制作された可能性が指摘されており、近年有力な説として考えられている。この説では、詞書や奥書の文言に共通点が多く見られることや、「融通念仏縁起」作品群のうち一部の作品にのみ見られる、「清涼寺融通大念仏会の段」がいずれも巻末に付されていることが根拠となっている。但し、この見

解は画像の詳細な比較に基づくものではなく、二作品を比較してみると必ずしも清涼寺本が明徳版本を忠実に描き写しているわけではないことは明らかである。特に上巻の「諸天冥衆結縁の段」における神仏の画像は、衣服や持物等の細かな部分はもちろん、神仏の数や配置にも顕著な違いが見られ、絵師が明徳版本以外の何らかの画像をもとに描いた可能性も否定できない。

そこで本稿では、「諸天冥衆結縁の段」における神仏の画像に着目し、二作品の画像の違いを明らかにすることにより、清涼寺本の祖本を明徳版本とするこれまでの説に対し新たな見解を提示した。また、清涼寺本および明徳版本の下巻末に見られる「清涼寺融通大念仏会の段」を縁起に加えた意図についてもあわせて検討し、「融通念仏縁起」の成立背景の一端を解明した。

第一章では、清涼寺本と明徳版本、及び最古本である正和本、さらに清涼寺本の画像を踏襲する禅林寺本、以上四作品の段構成の違いと制作目的について、先行研究をふまえながら検討を行った。段構成に

関しては、明徳版本・清涼寺本・禪林寺本には下巻巻末に「清涼寺融通大念仏会の段」があるのに対し、正和本にはこの段がないという違いが見られた。また、制作目的については、正和本は在家の男女への念仏勧進を目的とするのに対し、明徳版本以降の三作品は二条良基や足利義満への追善供養を目的とする可能性が考えられており、時代が下るにつれて、制作目的が変化したと見られる。

第二章では、「諸天冥衆結縁の段」における毘沙門天群像・四天王・梵天及び帝釈天・愛染明王・日天及び月天・九曜・七星・十王・龍王の九つの図像に着目し、四作品における神仏の図像の違いを明確にした。また、各神仏の図像を説く儀軌や同図像の例が確認できた場合は、どのような場で用いられた図像であるかも可能な限り検討を加えた。検討の結果、図像については、清涼寺本と禪林寺本、正和本と明徳版本の二系統に大別できることが明らかとなった。また、清涼寺本と明徳版本については、単に立像と坐像の違いだけでなく、持物や尊像の配置などの細かな部分にも大きな違いが確認できた。特に清涼寺本については、図像の多くが経典や儀軌に基づいて忠実に描かれており、さらに南都で用いられる図像との共通点が多く確認できた。

第三章では、右の四作品のうち、明徳版本および清涼寺本にのみ見られる「清涼寺融通大念仏会の段」に注目し、縁起に追加された経緯や目的について考察を行った。明徳版本および清涼寺本の詞書と奥書によれば、この段は制作を勧めた良鎮の意向であることが書かれており、さらに詞書では清涼寺融通大念仏会を始行した道御について述べ

ていることから良鎮と道御に間に何らかの関係があるものと考えた。

以上のことをふまえ、第四章では、清涼寺本の制作をすすめた良鎮と、清涼寺融通大念仏会を始行した道御について、『律苑僧宝伝』をはじめとする伝記を用いて事蹟の考察を行った。伝記によれば、道御は清涼寺に来る以前、長年東大寺や法隆寺で修行をしていたことが記されており、南都寺院との関わりがうかがえる。また、良鎮については伝記が現存せず、詳しいことは明らかにされていないが、明徳版本・清涼寺本の奥書には「右此大念仏の絵は、鎮公上人の発願にて勸進せしめむと云々」とあり、良鎮を鎮公と呼称している。このように、諱の下の一字に「公」をつけ加えて「性公」「照公」「尊公」等と尊称するのが律宗の習慣であることをふまえると、良鎮が道御の系譜をひく律僧であった可能性が考えられる。以上のことから、本稿では、清涼寺本の神仏の図像に南都の影響があらわれた背景には、道御から良鎮に受け継がれる信仰の流れがあり、それが清涼寺本の神仏の図像にも反映されたのではないかと結論づけた。